

郡山市旧豊田貯水池利活用検討推進本部設置要綱

平成31年4月15日制定

令和3年4月1日一部改正

令和4年11月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正

[財務部公有資産マネジメント課]

(目的)

第1条 約360年にわたりため池及び貯水池としての役割を果たしてきた旧豊田貯水池の歴史的意義を踏まえ、本市まちづくりの方向性との整合性を図りながら利活用の検討を推進するため、郡山市旧豊田貯水池利活用検討推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 旧豊田貯水池利活用（案）に関すること。
- (2) 旧豊田貯水池利活用検討の推進に関する情報の収集及び共有に関すること。
- (3) その他、旧豊田貯水池利活用検討の推進に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長には、郡山市副市長の事務分担に関する規則（平成27年郡山市規則第29号）第5条に規定する第1位順位の副市長をもって充てる。

3 副本部長には、郡山市副市長の事務分担に関する規則第5条に規定する第2順位の副市長をもって充てる。

4 本部員には、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

5 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。

6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 本部長は、必要があると認める場合は、部会を設置することができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、財務部公有資産マネジメント課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

教育長、上下水道事業管理者、総務部長、政策開発部長、財務部長、税務部長、市民部長、文化スポーツ観光部長、環境部長、保健福祉部長、こども部長、農商工部長、建設構想部長、都市構想部長、上下水道局長、教育委員会事務局教育総務部長、教育委員会事務局学校教育部長